市川都市計画生産緑地地区の変更(市川市決定)について(付議)

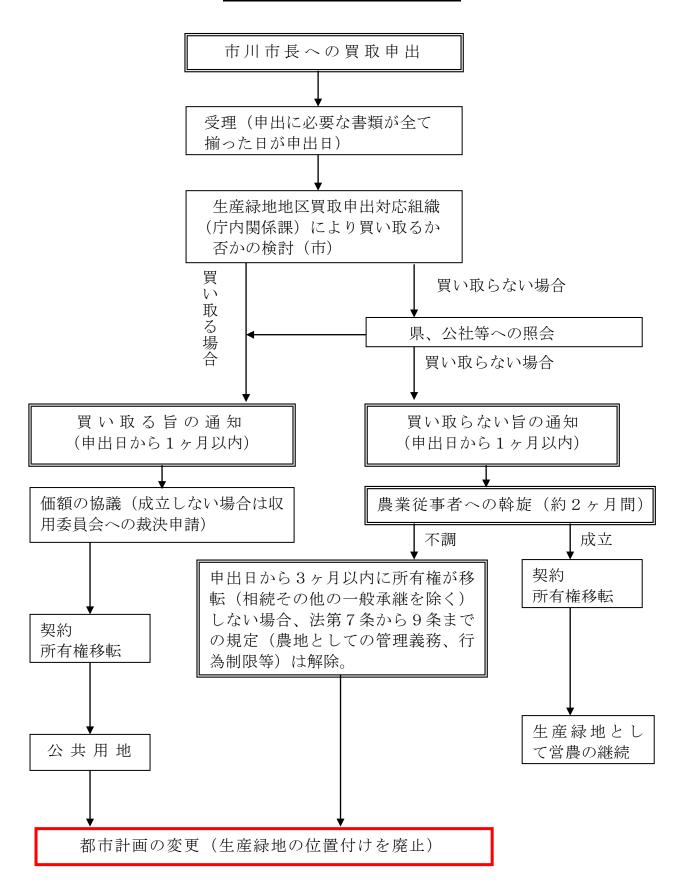
【資料】・説明資料1(買取申出フロ一図)・・・・・・・・ 1ページ

・説明資料2(変更の内容、総括表及び計画書)・・・・ 2ページ

・説明資料3(位置図、計画図) ・・・・・ 4ページ

令和7年10月27日 公園緑地課

買取申出フロー図



変更の内容

理由	該当する生産緑地地区	備考
主たる農業従事者の死亡又は身体上の故障若しくは指定から30年経過により買取申出がされ、生産緑地法による行為制限が解除されたことにより廃止するもの。また、錯誤により、面積を減少するものである。	【全部廃止】 8 地区 △約1.44ha 11 号国府台 4 丁目第 5 生産緑地地区(死亡) 13 号真間 5 丁目第 1 生産緑地地区(死亡) 62 号宮久保 5 丁目第 3 生産緑地地区(死亡) 87 号北方 3 丁目第 2 生産緑地地区(死亡) 283 号大野町 3 丁目第 3 生産緑地地区(死亡) 295 号大野町 3 丁目第 15 生産緑地地区(死亡) 300 号大野町 4 丁目第 3 生産緑地地区(死亡) 300 号大野町 4 丁目第 3 生産緑地地区(死亡) 【一部廃止】 6 地区 △約 1.77ha 5 号国府台 3 丁目第 2 生産緑地地区(死亡) 83 号若宮 2 丁目第 6 生産緑地地区(死亡) 136 号国分 3 丁目第 8 生産緑地地区(死亡) 136 号国分 3 丁目第 4 生産緑地地区(死亡) 345 号奉免町第 4 生産緑地地区(近じ) 345 号奉免町第 7 生産緑地地区(故障) 【錯誤】 1 地区 △約 0.07ha 11 号国府台 4 丁目第 5 生産緑地地区(死亡)	計約 △3. 28ha
地区の一部に公共施設等が設置されたことにより廃止するもの。 ※地積更正により面積増加 した地区があり、総合的には 増加	【一部廃止】 3 地区 △0.01ha 2 号国府台 1 丁目第 2 生産緑地地区 351 号奉免町第 10 生産緑地地区 380 号上妙典第 2 生産緑地地区 【地積更正】 1 地区 0.02ha 351 号奉免町第 10 生産緑地地区	0. 01ha
新規申出により追加するもの。	【再指定】 2 地区 0. 19ha 439 号稲荷木 2 丁目第 2 生産緑地地区 440 号宮久保 4 丁目第 10 生産緑地地区	0. 19ha

総括表

今	回の変更	に関する	5 区域	生産総	最地の:	全体の	内 訳 表
地区数	追加廃止	面積の増減	変	更 後	変	更 前	
			地区数	合計面積	地区数	合計面積	
19地区	約0.21ha (追加 約0.19ha	約3. 29ha (廃止 △約3. 22ha	△約3.08ha	285地区	約79.05ha	291地区	約82.13ha
	地積更正 約0.02ha)	錯誤 △約0.07ha)					



市川都市計画生産緑地地区の変更 (市川市決定)

市川都市計画生産緑地地区中、2号国府台1丁目第2生産緑地地区ほか18地区を次のように変更する。

名 称		変更後	備	考
番号	生 産 緑 地 名	面積		与
2	国府台1丁目第2生産緑地地区	約0.07ha	一部廃止 (公共施設設置)	△約0.00ha (△0.15m²)
5	国府台3丁目第2生産緑地地区	約0.17ha	一部廃止	△約0.14ha
11	国府台4丁目第5生産緑地地区	_	廃止 錯誤	△約0.14ha △約0.07ha
13	真間5丁目第1生産緑地地区	_	廃止	△約0.13ha
62	室久保5丁目第3生産緑地地区	_	廃止	△約0.07ha
83	若宮2丁目第6生産緑地地区	約0.22ha	一部廃止	△約0.15ha
87	北方3丁目第2生産緑地地区	<u> </u>	廃止	△約0.11ha
125	国分1丁目第8生産緑地地区	約0.08ha	一部廃止	△約0.06ha
136	国分3丁目第4生産緑地地区	約0.94ha	一部廃止	△約0.09ha
283	大野町3丁目第3生産緑地地区	_	廃止	△約0. 36ha
295	大野町3丁目第15生産緑地地区	<u> </u>	廃止	△約0.17ha
300	大野町4丁目第3生産緑地地区	_	廃止	△約0.17ha
345	奉免町第4生産緑地地区	約0.17ha	一部廃止	△約1.05ha
348	奉免町第7生産緑地地区	約0.10ha	一部廃止	△約0.28ha
351	奉免町第10生産緑地地区	約0. 79ha	地積更正 一部廃止 (公共施設設置)	約0. 02ha △約0. 01ha
360	田尻2丁目第1生産緑地地区	_	廃止	△約0. 29ha
380	上妙典第2生産緑地地区	約0.07ha	一部廃止 (公共施設設置)	△約0.00ha (△2.88m²)
439	稲荷木2丁目第2生産緑地地区	約0.12ha	追加(再指定)	約0.12ha
440	宫久保4丁目第10生産緑地地区	約0.07ha	追加(再指定)	約0.07ha
	合計	約2.80ha	廃 止 一部廃止 地積更正 錯 誤 追加(再指定)	△約1. 44ha △約1. 78ha 約0. 02ha △約0. 07ha 約0. 19ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

- 1. 生産緑地法第14条に基づく行為制限の解除に伴う廃止
- 公共施設設置による廃止 2.
- 生産緑地地区の決定・変更に関する運用 方針に該当するため 再指定 3.
- 地積更正 4.
- 錯誤 5.

